

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和1年7月27日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府大阪市東成区神路三丁目8番36号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) F C M株式会社 代表取締役 川森 晋治 電話 06-6975-1321

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないもの の台数	購 入			
		賃 借			
	燃料電池自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台		0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合 (①/ ④)		0 パーセント	0 パーセント		0 パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気を 外部から充電する機能を 備えているものの台数	購 入			
		賃 借			
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。)の台数	購 入			
		賃 借			
	合 計 台 数 ②	0 台	0 台		0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に 対する割合 (②/④)		0 パーセント	0 パーセント		0 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)		0 台	0 台		0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台		0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/ ④)		0 パーセント	0 パーセント		0 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和元年 7月 24日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽北塔ノ本町34番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 尾池アドバンスフィルム株式会社 代表取締役社長 尾池 均 電話番号 075(681)2321

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(R1) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車の合計台数④		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和1年7月11日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市伏見区横大路下三栖梶原町5-3	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 黄桜株式会社 代表取締役社長 松本 真治 電話075-611-4101

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	1 台	0 台	1 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②	1 台	0 台	0 台	1 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		1 台	0 台	0 台	1 台
購入等をした新車の合計台数④		1 台	0 台	0 台	1 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和元年 8月 30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒612-8395 京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社グラフィック 代表取締役社長 西野 能央 電話 050-3366-5215

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合 (①/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に 対する割合 (②/④)			パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0 台	0 台	0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和1年6月20日
京都市右京区西院月双町5番地	京阪セロファン株式会社 代表取締役 但田 哲男 電話 311-0185

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	1 台	0 台		1 台
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①		1 台	0 台		1 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①/④)			100 パーセント			100 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ②					
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②/④)						
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)			1 台	0 台		1 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			1 台	0 台		1 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/④)			100 パーセント			100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	平成31年 7月 17日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区南浜町247番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 月桂冠株式会社 代表取締役社長 大倉 治彦 電話 075-623-2001

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	1 台	0 台	1 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②	1 台	0 台	0 台	1 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		1 台	0 台	0 台	1 台
購入等をした新車の合計台数④		1 台	0 台	0 台	1 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 元年 7月 4日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区梅津西浦町14番地	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) サンコール株式会社 代表取締役社長 大谷 忠雄 電話 075-881-8111

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)			0 台	0 台	台	0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台	0 台	台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間 (以下「賃借期間」といいます。) が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。

- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和元年 7月26日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市東山区一橋野本町1-1-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 三洋化成工業株式会社 代表取締役社長 安藤 孝夫 電話 075-541-6374

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車の合計台数④		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長 殿	令和元年7月29日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 GSユアサ 取締役社長 村尾 修 電話 075-312-1211

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないもの の台数	購 入			
		賃 借			
	燃料電池自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	合 計 台 数 ①				
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合 (①/ ④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気を 外部から充電する機能を 備えているものの台数	購 入			
		賃 借		2	
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入			
		賃 借	2	4	
	合 計 台 数 ②	2	6		8
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②/④)		50 パーセント	86 パーセント	パーセント	73 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)		2	6		8
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		4	7		11
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/ ④)		50 パーセント	86 パーセント	パーセント	73 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長			令和元年7月1日			
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区神田錦町3-23			報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社JOLED 代表取締役社長 石橋 義 電話 03-5280-1600			
京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。						
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台		0 台
		賃 借	0 台	0 台		0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台		0 台
		賃 借	0 台	0 台		0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台		0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台		0 台
		賃 借	0 台	0 台		0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台		0 台
		賃 借	0 台	0 台		0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台		0 台
		賃 借	0 台	0 台		0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台		0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台	0 台		0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台	0 台		0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)				パーセント	パーセント	パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和1年7月30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京桑原町1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 嶋津製作所 代表取締役 上田 輝久 電話 075 - 823 - 1113

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	合 計 台 数 ①	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	2 台	7 台	9 台
	合 計 台 数 ②	2 台	7 台	9 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		50 パーセント	100 パーセント	82 パーセント	82 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		2 台	7 台	9 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		4 台	7 台	11 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		50 パーセント	100 パーセント	82 パーセント	82 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和1年7月25日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 静岡県富士市今泉700番地の1	ジヤトコ株式会社 代表取締役社長 中塚 晃章 電話 0545 - 51 - 0047

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車の合計台数④		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和元年 8月 23日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区備後町二丁目1番8号 備後町野村ビル	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 新日本理化株式会社 代表取締役 社長執行役員 藤本万太郎 電話 06-6202-0624

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車の合計台数④		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	平成 31年 7月 29日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 SCREENホールディングス 取締役社長 廣江 敏朗 電話 075-414-7120

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入			
		賃 借			
	燃料電池自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	合 計 台 数 ①				
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入			
		賃 借			
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入			
		賃 借	4		
	合 計 台 数 ②	4			
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		67 パーセント	パーセント	パーセント	67 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		4			4
購入等をした新車の合計台数④		6	0		6
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		67 パーセント	パーセント	パーセント	67 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和元年 7月 30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽上調子町2-2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 積水化学工業株式会社 京都研究所 小林 仁 電話 075-662 - 8541

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車の合計台数④		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。